

# 学校法人同志社寄附行為

1950(昭和25)年12月26日 認可申請

1951(昭和26)年 2月15日 地管第8号認可

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人同志社と称する。

(目 的)

第 2 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教を徳育の基本とする学校を經營し、もって教育の実を挙げることを目的とする。

(設置の学校)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。

同志社大学

大 学 院

神学研究科

文学研究科

社会学研究科

法学研究科

経済学研究科

商学研究科

総合政策科学研究科

文化情報学研究科

理工学研究科

生命医科学研究科

スポーツ健康科学研究科

心理学研究科

アメリカ研究科

グローバル・スタディーズ研究科

脳科学研究科

司法研究科(法科大学院)

ビジネス研究科

神 学 部

神学科

文 学 部

英文学科

哲学科

美学芸術学科

文化史学科

社会学部	国文学科 社会学科 社会福祉学科 メディア学科 産業関係学科 教育文化学科
法学部	法律学科 政治学科
経済学部	経済学科
商学部	商学科
政策学部	政策学科
文化情報学部	文化情報学科
理工学部	インテリジェント情報工学科 情報システムデザイン学科 電気工学科 電子工学科 機械システム工学科 エネルギー機械工学科 機能分子・生命化学科 化学システム創成工学科 環境システム学科 数理システム学科
生命医科学部	医工学科 医情報学科 医生命システム学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
心理学部	心理学科
グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科
グローバル地域文化学部	グローバル地域文化学科
同志社女子大学	
大学院	文学研究科 国際社会システム研究科 薬学研究科 生活科学研究科
学芸学部	日本語日本文学科 音楽学科 情報メディア学科

現代社会学部	国際教養学科 社会システム学科 現代こども学科
薬学部	医療薬学科
表象文化学部	英語英文学科 日本語日本文学科
生活科学部	人間生活学科 食物栄養科学科

同志社高等学校

普通科 全日制課程

同志社香里高等学校

普通科 全日制課程

同志社女子高等学校

普通科 全日制課程

同志社国際高等学校

普通科 全日制課程

同志社中学校

同志社香里中学校

同志社女子中学校

同志社国際中学校

同志社小学校

同志社国際学院初等部(学校教育法による小学校)

同志社幼稚園

同志社国際学院国際部(学校教育法による各種学校)

( 総 長 )

第 4 条 前条の各学校の教学を統轄するために、この法人に総長を置く。

2 総長は、評議員会の意見を徴して、理事会がこれを選定する。

3 総長の任期は、4年とする。

4 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、大学長がこれを代理し、又は代行する。

( 事 務 所 )

第 5 条 この法人は、事務所を京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町 601 番地に置く。

## 第 2 章 役 員 及 び 理 事 会

( 役 員 )

第 6 条 この法人に次の定数の役員を置く。

( 1 ) 理 事 1 5 名

( 2 ) 監 事 3 名

2 理事は、キリスト教信徒であって、この寄附行為第2条の趣旨を貫徹するに適当な者でなければならない。ただし、第7条第2号及び第5号により選任される理事は、キリスト教信徒であることを要しない。

( 理事の選任 )

第 7 条 理事となるものは、次の各号に掲げる者とする。

( 1 ) 総 長 1 名

( 2 ) 大学長、女子大学長 2 名

( 3 ) 学部長、校長及び園長の互選によるもの 2 名

( 4 ) 評議員の互選によるもの 7 名

( 5 ) 学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて前各号の規定によって選任された理事の過半数の議決をもって選任するもの 3 名

( 理事長の選任 )

第 8 条 理事長は、第6条第2項本文の資格を備えなければならない。

2 理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、総長をもって当てることができる。

( 監事の選任 )

第 9 条 監事は、評議員会において選挙し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員又は教職員を兼ねてはならない。

( 役員任期 )

第10条 理事(総長たる理事を除く。)の任期は、3年とする。

2 第7条第1号、第2号、第3号及び第4号の規定によって選任された理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、その職を失う。

3 理事は、理事となるべき地位を失った後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 監事の任期は、3年とする。

( 役員補充 )

第11条 役員に欠員が生じた場合は、1月以内に補充しなければならない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

( 役員解任 )

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

( 1 ) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

( 2 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

( 3 ) 職務上の義務に著しく違反したとき。

( 4 ) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

( 理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

( 学務理事及び財務理事)

第14条 理事長以外の理事の互選により学務理事及び財務理事各若干名を定める。

2 学務理事は学務について、財務理事は財務及び施設について、特に理事長を補佐する。

( 理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

( 理事長の職務の代理及び代行)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又は代行する。

( 監事の職務)

第17条 監事の職務は、次のとおりとする。

( 1 ) この法人の業務を監査すること。

( 2 ) この法人の財産の状況を監査すること。

( 3 ) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

( 4 ) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

( 5 ) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

( 6 ) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

( 理 事 会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 学部長、校長及び園長(理事である者を除く。)は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 会 議)

第19条 理事会は、毎月1回理事長がこれを招集する。ただし、必要ある場合は、臨時に理事会を招集することができる。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席することにより成立する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で

理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議 事)

第20条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、次項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 3 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評議員会)

第21条 この法人に評議員会を置き、評議員37名をもって組織する。

(評議員の選任)

第22条 評議員のうち15名は、教職員がこれを互選する。

2 評議員のうち11名は、同志社校友会が同志社校友中年齢25年以上のものの中から選定する。

3 評議員のうち4名は、同志社同窓会が同志社同窓中年齢25年以上のものの中から選定する。

4 評議員のうち7名は、校友、教役者、父兄その他学識経験ある者のうちから理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

5 第1項の評議員は、教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は、3年とする。

(評議員の補充)

第24条 評議員中欠員が生じたときは、3月以内にこれを補充しなければならない。

2 補充評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の解任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

(会 議)

第26条 評議員会の会議は、毎年3回以上理事長がこれを招集する。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の

招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員がこれを互選する。

4 議長に事故があるときは、出席した評議員のうちから臨時議長を互選する。

(議 事)

第27条 評議員会は、評議員総数の過半数が出席することにより成立し、出席した評議員の過半数の同意をもって一切の議決をする。

2 出席者の意見が可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(決議事項)

第28条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

(1) 寄附行為の変更

(2) 合併

(3) 解散

(4) その他この法人の運営に関する重要事項で、理事会が必要と認めたもの

(諮問事項)

第29条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

(2) 事業計画

(3) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項

(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 寄附金品の募集に関する事項

(6) 残余財産の処分に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会が必要と認めたもの

(評議員会の意見具申等)

第30条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

## 第 4 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(資産処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第34条 運用財産のうちの積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第35条 この法人の事業の遂行に要する経費は、授業料、入学金、試験料、寄附金、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

(会計)

第36条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第37条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び不動産の買受けに関する事項についても、同様とする。

(決算及び事業の実績)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めるものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

4 理事長において、決算を評議員会に報告する場合には、第17条第3号の監査報告書を添えなければならない。

(財産目録、貸借対照表等の備付け及び閲覧)



第40条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これらについて監事の意見を求めるものとする。

2 前項の書類及び第17条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

## 第5章 削除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

## 第6章 解散及び合併

( 解 散 )

第44条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

( 残余財産の処分 )

第45条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)した場合におけるこの法人の残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により次の順序に従ってこれを処分する。

- (1) この法人の目的を継承する学校法人その他教育の事業を行う者に贈与する。
- (2) この法人に関係ある学校法人その他教育の事業を行う者に贈与する。

( 合 併 )

第46条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

( 寄附行為の変更 )

第47条 この法人の寄附行為を変更するには、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 社 友

( 社 友 )

第48条 この法人に特に功労ある者を社友とする。

2 社友は、理事会が評議員会に諮ってこれを選定する。

## 第 9 章 公 告

( 公 告 )

第49条 この法人の公告は、この法人揭示場に掲示して行う。

## 第 1 0 章 削 除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1951(昭和26)年8月29日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1951(昭和26)年10月3日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1958(昭和33)年12月16日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1960(昭和35)年6月21日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1967(昭和42)年1月23日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1967(昭和42)年3月29日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1970(昭和45)年12月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1976（昭和51）年 4月 1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1976（昭和51）年 6月 1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1976（昭和51）年 8月 20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1977（昭和52）年 4月 26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1979（昭和54）年 8月 3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1979（昭和54）年 12月 3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1982（昭和57）年 4月 13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1985（昭和60）年 12月 25日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1987（昭和62）年 3月 17日）から施行する。

2 この寄附行為施行の際現に役員である者は、当該役員としての任期が満了する日までの間、引き続き役員として在任するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1987（昭和62）年 12月 14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1988（昭和63）年 12月 22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1991（平成 3）年 3月 20日）から施行する。

附 則

1 1993（平成 5）年 12月 21日文部大臣認可のこの寄附行為は、1994（平成6）年 4月 1日から施行する。

2 工学部機械工学科、機械工学第二学科は、改正後の寄附行為第3条（設置の学校）の規定にかかわらず、1994（平成 6）年 3月 31日に当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 1993（平成 5）年 12月 24日文部大臣認可のこの寄附行為は、1994（平成6）年 4月 1日から施行する。

2 学芸学部英文学科は、改正後の寄附行為第3条（設置の学校）の規定にかかわらず、

1994(平成 6)年 3 月 31 日に当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 1995(平成 7)年 2 月 15 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、1995(平成 7)年 4 月 1 日から施行する。
- 2 家政学部家政学科及び食物学科は、改正後の寄附行為第 3 条(設置の学校)の規定にかかわらず、1995(平成 7)年 3 月 31 日に当該学部等に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1995(平成 7)年 3 月 16 日)から施行する。

#### 附 則

- 1 1997(平成 9)年 2 月 19 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、1997(平成 9)年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部第一部英文学科、文化学科、社会学科、法学部第一部法律学科、政治学科、経済学部第一部、商学部第一部は、改正後の寄附行為第 3 条(設置の学校)の規定にかかわらず、1997(平成 9)年 3 月 31 日に当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 1998 年 12 月 21 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、1999(平成 11)年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神学部神学科、経済学部経済学科、商学部商学科に変更する以前の神学部、経済学部、商学部は、改正後の寄附行為第 3 条(設置の学校)の規定にかかわらず、1999 年 3 月 31 日に当該学部等に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1999(平成 11)年 6 月 30 日)から施行する。

#### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1999(平成 11)年 12 月 22 日)から施行する。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2001(平成 13)年 8 月 1 日)から施行する。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2001(平成 13)年 8 月 20 日)から施行する。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2001(平成 13)年 10 月 30 日)から施行する。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2002（平成14）年10月28日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2003（平成15）年5月24日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2003（平成15）年8月8日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2003（平成15）年11月27日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2004（平成16）年3月30日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2004（平成16）年5月29日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2004（平成16）年7月31日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2004（平成16）年11月30日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2005（平成17）年2月22日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2006（平成18）年3月7日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2006（平成18）年8月18日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2006（平成18）年11月30日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この寄附行為は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

2 工学部インテリジェント情報工学科、情報システムデザイン学科、電気工学科、電子工学科、機械システム工学科、エネルギー機械工学科、機能分子工学科、物質化学工学科、環境システム学科は、改正後の寄附行為第3条(設置の学校)の規定にかかわらず、2008(平成20)年3月31日に当該学部等に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2009(平成21)年10月30日)から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2011(平成23)年3月14日)から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2011(平成23)年10月24日)から施行する。

**附 則**

1 この寄附行為は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

2 大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第3条(設置の学校)の規定にかかわらず、2012(平成24)年3月31日に当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2014(平成26)年3月29日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2014(平成26)年5月24日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(設置の学校) 第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>同志社女子大学 大学院 文学研究科 (略) 薬学部 医療薬学科 <u>看護学部</u> <u>看護学科</u> 表象文化学部 英語英文学科 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u> <u>( (平成 )年 月 日) から施</u> <u>行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(設置の学校) 第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>同志社女子大学 大学院 文学研究科 (略) 薬学部 医療薬学科 (新設) 表象文化学部 英語英文学科 (略)</p>



経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
年度		平成25年度	開設年度の前年度 平成26年度	開設年度 平成27年度	平成28年度	平成29年度	完成年度 平成30年度	合計	
区分	校地 (うち造成費)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	
	設置経費	施 基準内	千円 43,815	千円 1,480,804	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,524,619
設 基準外		千円 6,181	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 6,181	
設 図書		千円 0	千円 0	千円 42,000	千円 0	千円 0	千円 0	千円 42,000	
備 教具 校具 備品		千円 176	千円 211,233	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 211,409
		小 計	50,172 千円	1,692,037 千円	42,000 千円	0 千円	0 千円	0 千円	1,784,209 千円
新設校の開設年度の経常経費									
合計		50,172 千円	1,692,037 千円	42,000 千円	0 千円	0 千円	0 千円	1,784,209 千円	

既設校等からの転校共用	施 基準内	356,296	千円
	設 基準外	117,038	千円
	設 図書	157,535	千円
	備 教具・校具・備品	98,343	千円
合計		729,212	千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
女子大学キャンパス施設設備整備充実引当資産	1,480,804千円	<p>第2号基本金としてH20年度～H25年度学納金等帰属収入から組入れられた女子大学キャンパス施設設備整備充実引当資産4,192,584千円のうち、看護学部関連棟建設及び仮設建物建設・恵愛館解体工事資金として1,918,140千円を財源に充当(別紙組入計画)する。そのうち、看護学部看護学科分は、1,480,804千円である。</p>
現金預金	303,405千円	<p>平成25年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金から平成25年度に50,172千円(施設49,996千円、設備176千円)を支出し、その残25,844,621千円のうち、253,233千円を財源に充当する。                      なお、平成24年度開設の同志社女子大学大学院薬学研究科の支払残額として、4,449千円を充当する。</p>
合 計	1,784,209千円	

財 産 目 録 総 括 表			
年度 科目	平成24年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成25年度末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (平成26年3月31日)
一 基本財産	135,591,742 千円	135,634,619 千円	135,634,619 千円
二 運用財産	100,792,482 千円	105,745,636 千円	105,745,636 千円
三 負債額	29,321,851 千円	28,908,042 千円	28,908,042 千円
1.固定負債	16,239,856 千円	15,797,713 千円	15,797,713 千円
2.流動負債	13,081,995 千円	13,110,329 千円	13,110,329 千円
四 基本財産+運用財産	236,384,224 千円	241,380,255 千円	241,380,255 千円
五 純資産(四-三)	207,062,373 千円	212,472,213 千円	212,472,213 千円

貸借対照表

平成 26年 3月31日

(単位:円)

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固 定 資 産	[ 213,161,078,975 ]	[ 209,969,441,512 ]	[ 3,191,637,463 ]
有形固定資産	( 135,796,141,663 )	( 135,724,792,114 )	( 71,349,549 )
その他の固定資産	( 77,364,937,312 )	( 74,244,649,398 )	( 3,120,287,914 )
流 動 資 産	[ 28,219,175,808 ]	[ 26,414,782,466 ]	[ 1,804,393,342 ]
資 産 の 部 合 計	241,380,254,783	236,384,223,978	4,996,030,805
負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固 定 負 債	[ 15,797,712,502 ]	[ 16,239,856,444 ]	[ △ 442,143,942 ]
流 動 負 債	[ 13,110,329,068 ]	[ 13,081,994,847 ]	[ 28,334,221 ]
負 債 の 部 合 計	28,908,041,570	29,321,851,291	△ 413,809,721
基 本 金 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第 1 号 基 本 金	[ 208,536,375,620 ]	[ 205,588,488,481 ]	[ 2,947,887,139 ]
第 2 号 基 本 金	[ 8,212,584,000 ]	[ 5,887,584,000 ]	[ 2,325,000,000 ]
第 3 号 基 本 金	[ 19,358,120,000 ]	[ 19,029,537,000 ]	[ 328,583,000 ]
第 4 号 基 本 金	[ 3,917,000,000 ]	[ 3,727,000,000 ]	[ 190,000,000 ]
基 本 金 の 部 合 計	240,024,079,620	234,232,609,481	5,791,470,139
消 費 収 支 差 額 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	[ △ 27,551,866,407 ]	[ △ 27,170,236,794 ]	[ △ 381,629,613 ]
消 費 収 支 差 額 の 部 合 計	△ 27,551,866,407	△ 27,170,236,794	△ 381,629,613
科 目	本年度末	前年度末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	241,380,254,783	236,384,223,978	4,996,030,805

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成24年度	京田辺校地宗教教育施設建設工事	京都府京田辺市多々羅都谷1番地3 (礼拝堂他 延面積1,194.24㎡)	平成24年11月測量 平成25年11月着工 平成26年10月完成予定	同志社大学専用
	今出川キャンパス整備事業 新棟建設及び既存校舎改修	京都府京都市上京区今出川通寺町西入 玄武町602番地1(新棟 延面積5636.51㎡他)	平成24年2月計画開始 平成30年3月計画終了予定	同志社女子大学専用
	新校舎建設事業	京都府京都市上京区今出川通寺町西入 玄武町602番地1(新棟 延面積10,904.19㎡)	平成24年6月設計着手 平成29年3月完成予定	同志社女子中学校・高等学校 (中学校・高等学校で共用)
平成25年度	平成24年度欄に記載の事業			
	京田辺校地複合的研究施設建設工事	京都府京田辺市多々羅都谷1番地3 (新棟 延面積5,556.40㎡)	平成25年11月着工 平成26年11月完成予定	同志社大学専用
	看護学部関連棟建設工事	京都府京田辺市興戸南鉢上97番地1 (新棟 延面積5,380.54㎡)	平成26年4月1日着工 平成27年2月27日完成予定	同志社女子大学 (薬学部、看護学部、薬学研究科で共用)
	仮設建物建設・恵愛館解体工事	京都府京田辺市興戸南鉢上97番地1 (仮設建物 延面積1,457.83㎡)	平成25年10月着工 平成26年3月完成	同志社女子大学(学芸学部、現代社会学部、薬学部、看護学部、 文学研究科、国際社会システム研究科、薬学研究科で共用)
	仮設建物 教具・校具・備品購入	厨房機器 1点	平成26年3月購入	同志社女子大学(学芸学部、現代社会学部、薬学部、看護学部、 文学研究科、国際社会システム研究科、薬学研究科で共用)
校舎増築事業	京都府京田辺市多々羅都谷60番地1 (増築 延面積2,676.28㎡)	平成25年7月着工 平成26年10月完成予定	同志社国際中学校・高等学校 (中学校・高等学校で共用)	
平成26年度	平成24・25年度欄に記載の事業			
	看護学部関連 教具・校具・備品購入 神学館耐震改修工事	実習用機器・什器等 786点 京都府京都市上京区今出川通烏丸東入 玄武町601番地	平成27年3月購入予定 平成26年6月着工 平成26年10月完成予定	同志社女子大学(薬学部、看護学部、薬学研究科で共用) 同志社大学専用
平成27年度	平成24年度欄に記載の事業 看護学部関連 図書購入	図書7,400冊 学術雑誌93種 視聴覚資料95点	平成27年4月購入予定	同志社女子大学(看護学部専用)
平成28年度 ～平成29年度	平成24年度欄に記載の事業			
平成30年度	該当なし			

2 その他の主要な事業計画

年度	事項	概要
平成26年度	同志社大学 大学院の研究科増設	ビジネス研究科グローバル経営研究専攻(入学定員45人)を設置する。
平成27年度	同志社大学 学費の改定	平成27年度入学生の授業料を1.4%増額する。
	同志社大学 大学院の定員変更	司法研究科の入学定員を120人から70人に変更する。
	同志社女子大学 学部増設	看護学部看護学科(入学定員80人)を設置する。
	同志社女子大学 教職員採用	看護学部看護学科教員26人(平成27年4月)、事務職員2人(平成27年4月)を採用する。
同志社国際中学校・高等学校	定員変更	中学校の入学定員を100人から140人に変更する。
	学費の改定	中学校及び高等学校の平成27年度入学生の授業料等を8.7%増額する。
平成28年度 ～平成30年度	該当なし	

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位:千円)

科目	年度	平成27年度 開設年度	平成28年度 開設2年目	平成29年度 開設3年目	平成30年度 完成年度
		看護学部	看護学部	看護学部	看護学部
学生生徒等納付金収入		140,000	274,160	404,880	532,160
手数料収入		24,210	24,420	24,640	24,850
寄付金収入		210	420	640	850
補助金収入		10	10	20	30
資産運用収入		2,490	5,030	7,660	10,090
資産売却収入		0	0	0	0
事業収入		8,900	1,810	2,750	3,620
雑収入		110	220	340	450
前受金収入		140,000	140,000	140,000	140,000
その他の収入		170	350	530	710
資金収入調整勘定		△140,000	△140,360	△140,720	△141,100
前年度繰越支払資金		847,590	566,620	392,370	253,860
収入の部合計		1,023,690	872,680	833,110	825,520

(支出の部)

(単位:千円)

科目	年度	平成27年度 開設年度	平成28年度 開設2年目	平成29年度 開設3年目	平成30年度 完成年度
		看護学部	看護学部	看護学部	看護学部
人件費支出		348,530	391,040	402,650	427,880
教育研究経費支出		48,880	29,540	40,040	50,100
管理経費支出		26,270	15,620	23,810	31,320
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		30,240	31,500	101,340	52,820
設備関係支出		44,600	5,280	8,030	10,560
資産運用支出		5,470	5,270	0	0
その他の支出		1,680	3,260	4,500	4,940
[ 予備費 ]		740	1,500	2,250	2,960
資金支出調整勘定		△49,340	△2,700	△3,370	△4,430
次年度繰越支払資金		566,620	392,370	253,860	249,370
支出の部合計		1,023,690	872,680	833,110	825,520

## 消費収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位:千円)

科目	年度	平成27年度 開設年度	平成28年度 開設2年目	平成29年度 開設3年目	平成30年度 完成年度
		看護学部	看護学部	看護学部	看護学部
学生生徒等納付金		140,000	274,160	404,880	532,160
手数料		24,210	24,420	24,640	24,850
寄付金		210	420	640	850
補助金		10	10	20	30
資産運用収入		2,490	5,030	7,660	10,090
資産売却差額		0	0	0	0
事業収入		8,900	1,810	2,750	3,620
雑収入		110	220	340	450
徴収不能引当金取崩額		0	0	0	0
帰属収入合計		175,930	306,070	440,930	572,050
基本金組入額合計		△16,300	△25,460	△36,200	△53,350
消費収入の部合計		159,630	280,610	404,730	518,700

(支出の部)

(単位:千円)

科目	年度	平成27年度 開設年度	平成28年度 開設2年目	平成29年度 開設3年目	平成30年度 完成年度
		看護学部	看護学部	看護学部	看護学部
人件費		357,200	402,100	412,860	437,090
教育研究経費		61,780	54,480	77,730	99,590
管理経費		26,870	16,830	25,650	33,740
借入金等利息		0	0	0	0
資産処分差額		0	0	0	0
徴収不能引当金繰入額		0	0	0	0
徴収不能額		0	0	0	0
[予備費]		740	1,500	2,250	2,960
消費支出の部合計		446,590	474,910	518,490	573,380

収支の差額	△286,960	△194,300	△113,760	△54,680
-------	----------	----------	----------	---------